

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、「常に情報通信技術を高度に活用することにより、新しい価値の創造を通じて、より豊かな人間社会の実現を目指す」ことを経営理念とし、ビジュアルコミュニケーションサービスの提供を通じて、シームレスなコミュニケーション社会の実現に貢献する企業となることを目指しています。

この経営理念のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、取締役及び全従業員が法令を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するとともに、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

基本方針

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) ステークホルダー（株主、お客様、お取引先、地域社会、従業員等）との適切な協働に努める。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務を適切に果たしていく。
- (5) 株主との建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】

現在、当社における海外投資家の持株比率は、比較的小さいことから、招集通知等の英訳は実施しておりません。今後、海外投資家の持株比率の推移も踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。

【補充原則4-10-1任意の諮問委員会（指名・報酬など）の設置による社外役員の関与・助言】

より透明性を確保できるよう、社外取締役の適切な関与・助言を得るための手続きを検討してまいりたいと考えております。

【補充原則4-11-3取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果の開示】

取締役会の実効性の分析・評価については、今後、具体的な分析・評価方法も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

- 1. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、資本コストを意識した資本構成及び資金配分の最適化の観点から、必要な資本政策を実施します。
- 2. 当社は、大規模な希釈化をもたらす資本調達等の実施に際しては、既存株主の利益を不當に毀損することのないよう、取締役会においてその必要性・合理性を十分検討するものとします。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

（政策保有に関する方針）

当社は、経営戦略、取引先や事業提携先等との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、ブイキューブ・グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、他社の株式を保有することがあります。

当社は、主要な政策保有株式について、保有継続の合理性を取締役会で定期的に検証します。

（政策保有株式に係る議決権の行使基準）

議決権行使にあたっては、ブイキューブ・グループの企業価値の向上に資することを前提に、投資先の中長期的な企業価値向上への貢献等を総合的に勘案し、賛否を判断しております。

【原則1-7 關連当事者間の取引】

当社が当社役員等と取引を行う場合には、法令及び取締役会規程に基づき、当該取引につき取締役会の承認を要することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社ホームページ上の「会社情報、IR情報」に掲載しております。（<http://jp.vcube.com/company/>）（<http://jp.vcube.com/ir/>）

- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「I.1. 基本的な考え方」をご覧ください。

- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬決定に際しましては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の職責及び実績、会社業績、他社動向や過去の支給実績等を総合的に検討しております。

より透明性を確保できるよう、社外取締役の適切な関与・助言を得るための手続きを検討してまいりたいと考えております。

- (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、当社を取り巻く経営環境に照らし取締役会に求められる知見や経験を取締役会全体として充足するよう配慮した上で、適確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点から総合的に検討しております。

(手続)

当社の取締役候補者は、取締役からの推薦等に基づき取締役会で候補を決定し、株主総会に付議しております。また監査役候補者は、監査役会の同意を得て取締役会にて候補者を決定し、株主総会に付議しております。

取締役候補の検討にあたり、現在は社外取締役の関与・助言を得るための特別な手続きを定めておりませんが、より透明性を確保できるよう、社外取締役の適切な関与・助言を得るための手続きを検討してまいりたいと考えております。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役の経歴、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、「株主総会招集ご通知」(株主総会参考書類)及び本報告書の「II.1.【取締役関係】会社との関係(2)及び【監査役関係】会社との関係(2)」に掲載しております。(http://jp.vcube.com/ir/)

社外取締役以外の取締役の選定理由は以下の通りです。

間下 直晃

当社の創業者であり、設立時から代表取締役社長として経営を担っております。この豊富な経験及び実績を活かして今後も当社経営を担うことが期待されるため、選任しました。

高田 雅也

当社の創業時メンバーであり、管理部門における経験を中心に幅広く当社経営に携わっております。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担うことが期待されるため、選任しました。

亀崎 洋介

技術・開発部門における豊富な経験、実績を当社経営に活かすことが期待されるため、選任しました。

大川 成儀

財務部門における経験を中心として、経営に関する豊富な経験を有しております。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担うことが期待されるため、選任しました。

水谷 潤

営業部門における豊富な経験、実績を当社経営に活かすことが期待されるため、選任しました。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲及びその概要】

当社では、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に定めた経営に関する重要事項の意思決定を取締役会にて決定しております。その他については「決裁基準」及び社内規程にて経営陣に対する委任の範囲を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外役員は、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している者から選任されるものとし、その独立性の判断基準は、次のいずれにも該当しないこととしております。

A. 当社及び当子会社の業務執行者

B. 当社を主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者

C. 当社の主要な取引先(注2)又はその業務執行者

D. 当社から役員報酬以外に一定額(注3)以上の支払等を受けている、監査法人、法律事務所、コンサルタント等又は当該団体に所属する者

E. 当社の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又はその業務執行者

F. 過去5年間のいずれかの年において、上記A～Eに該当していた者

G. 当社との間で、社外役員の相互就任の関係が生じる場合

H. 上記A～Gの配偶者又は二親等以内の親族

注1.「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引額が連結売上高の2%以上となる取引先を指す。

注2.「当社の主要な取引先」とは、取引額が当社連結売上高の2%以上である取引先を指す。

注3.「一定額」とは、その価額の総額が年間300万円とする。

【補充原則4-11-1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社を取り巻く経営環境に鑑みて取締役に求められる知識や経験等に照らし合わせ、多様な経験を持つ取締役で構成し、取締役会の機能を効果的に発揮できる適切な規模を維持することとしております。また社外取締役を3名登用することで、取締役会のバランスに配慮しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役および監査役(候補者を含む)の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」(事業報告書・株主総会参考書類)等において毎年開示しております。(http://jp.vcube.com/ir/stock)

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、社外役員に対して、就任時に当社事業内容及び経営戦略等に関する説明を実施し、社外役員の当社事業の理解促進に努めております。また各取締役・監査役が職責を全うする上で必要な知識・情報を取得するために社外研修等を会社の費用において受講できるようにしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主からの面談の申し込みに対して、その面談の目的により必要に応じて代表取締役社長又は経営陣幹部がこれに対応することを基本としております。

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、株主との対話を統括する役員としてIR、財務及び総務を統括する役員を指定し、対話を補助する部門間での情報共有を確実に行うなど有機的な連携を確保するものとします。また、株主との建設的な対話を促進するため、株主構造の把握に努め、代表取締役社長による「四半期毎の決算説明会」、「個人投資家向けオンライン説明会」、国内外の投資家訪問などを実施し、その結果は、隨時、経営陣幹部及び取締役会に報告します。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めるものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
間下 直晃	2,259,400	23.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	976,600	10.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	527,400	5.59
トミーコンサルティングインク	340,000	3.60
株式会社SBI証券	311,600	3.30
エムスリー株式会社	181,800	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	180,100	1.91
高田 雅也	150,000	1.59
株式会社ミライト	120,000	1.27
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	114,200	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
村上 憲郎	他の会社の出身者										
北城 恒太郎	他の会社の出身者										
西村 憲一	他の会社の出身者									○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上 憲郎	○	—	村上憲郎氏は、グローバル企業の経営者としての経験が豊富であるため、当社の更なるグローバル展開のための助言・提言のほか、経営全般に対する助言・提言を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、上記のa～kのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
北城 恒太郎	○	—	北城恒太郎氏は、グローバル企業の経営者としての経験が豊富であるため、当社の更なるグローバル展開のための助言・提言のほか、経営全般に対する助言・提言を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、上記のa～kのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

西村 憲一	○	西村憲一氏は、株式会社ミライトの相談役を兼任しております。兼任先の当社に対する出資比率は1%程度であり、当社の連結売上高に占める兼任先への売上高は1%未満であります。	西村憲一氏は、情報・通信分野における企業経営者としての経験が豊富であるため、経営全般に対する助言・提言を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。当社と株式会社ミライトとの取引は左記の通りであり、当社の経営への影響は希薄であることから、同氏は当社との特別な利害関係ではなく、人的関係その他の利害関係もありません。また、同氏は、上記のa~g,i~kのいずれにも該当しておりません。従って、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査計画策定時において協議を行うほか、会計監査人による実査に監査役又は内部監査室が立ち会っております。また、各々の監査結果に基づいて意見交換を行い、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、監査役、会計監査人、内部監査室それぞれの監査が実効あるものとなるよう相互間の連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福島 規久夫	他の会社の出身者													
小田嶋 清治	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

福島 規久夫	—	福島規久夫氏は、海外金融の幅広い経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
小田嶋 清治	—	小田嶋清治氏は、税理士としての幅広い経験と高い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

顧問及び社外協力者に対しても付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2015年12月期における取締役の報酬等の総額は以下の通りであります。
取締役 9名 79百万円(うち、社外取締役 4名 9百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等は、世間水準、業績、社員給与とのバランス等を考慮し、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、内規に従い決定しております。

取締役の報酬限度額は、2014年3月26日開催の第14期定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事前に議案書を社外役員を含む全取締役・監査役に配付するほか、必要に応じて事前説明を行っております。社外役員への情報提供等のサポートは、総務人事グループが行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、会社法に規定する機関として、取締役会、監査役会を設置するとともに、日常業務の活動方針を審議する経営会議を設置しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役会で決定された職務分掌に基づき、それぞれの担当業務を遂行しております。

・取締役会

取締役会は取締役8名(うち独立社外取締役3名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っています。取締役会の監督機能を向上しその実効性を確保するため、利益相反のおそれがない独立性を有する3名の社外取締役を選任し

ております。また取締役・監査役候補の指名に際しては、取締役会全体として知識・経験の多様性とバランスに配慮するようにしております

・監査役会

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、監査役は監査役会で定められた監査方針、監査計画に基づき、代表取締役との定期的な意見交換、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、内部監査部門及び会計監査人との情報交換、業務・財産の状況等の調査を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

・会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

・経営会議

経営会議は、取締役、執行役員、各部門長等の幹部社員と常勤監査役及び内部監査室長等で構成され、経営課題等を審議するとともに、業務執行に係る協議及び報告が適宜行われ、業務執行のチェック機能を果たしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役3名は、独立取締役としての立場から、経営の監督を行うとともに、広い見識と豊富な経験を基づいた経営全般に対する助言・提言を行っています。また社外監査役2名は、専門的知見と経験を生かして業務執行の適法性・妥当性のチェックすることにより経営に対する監視・監督機能を果たしております。

このような、社外取締役と社外監査役が適切に機能するコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、取締役会における透明・公正で適切な意思決定と監督機能の実効性が担保されるものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り法定期日より早期の発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会を2016年3月28日(月)14時に開催いたしました。今後も集中日(あるいは時間)を回避した日程を設定いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	将来的に参加する予定です。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的に提供する予定です。
その他	株主総会については、総会当日に出席できない株主向けに当社のWebセミナーサービスを使用したライブ配信、及びその後のオンデマンド配信を実施しております。

2. IRに関する活動状況 [更新]

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のIR活動に関する基本方針として、金融商品取引法に基づく法定開示や東京証券取引所の規則等に基づく適時開示の遵守は当然のこととし、制度的ディスクロージャーに止まることなく、常に株主・投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示体制を確立してまいります。 なお、以下の通り、当社IRページにて公表しております。 http://jp.vcube.com/ir/disclosure-policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	「個人投資家向けオンライン説明会」を開催しております。当社のWebセミナーサービス(V-CUBEセミナー)を使用した動画コンファレンスにより、代表取締役社長から業績・事業報告等のご説明と質疑を行っています。 また、四半期決算毎の決算説明会および個人投資家向けオンライン説明会の動画を当社IRページにて公開しております。 http://jp.vcube.com/ir/ なお、不定期ながらも、IR支援会社または証券会社主催の個人投資家向けセミナーに参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎に決算説明会を開催しております。決算説明会には、当社のWebセミナーサービス(V-CUBEセミナー)を使用した動画コンファレンスによる参加も可能です。 なお、決算説明会の動画を当社IRページにて公開しております。 http://jp.vcube.com/ir/	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長は、年数回、海外に所在する投資家を訪問したり、証券会社主催のカンファレンスに参加する等で、説明を実施しております。また、Web会議システムを利用して、適宜、海外に所在する投資家と個別ミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会の資料・動画、決算情報以外の適時開示資料・PR資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知等を、当社IRページにて掲載しております。 http://jp.vcube.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門にIR専任者(1名)を置くとともに、管理部門が適宜サポートしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新]

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ブイキューブ行動規範において、当社グループの役員および従業員が、株主・投資家、顧客、取引先、従業員、各国・地域等との関係において、遵守する必要のある規範を定めております。また、英文行動規範「V-cube Code of Conduct」を制定し、海外子会社を含む当社グループ全体への周知・徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ペーパーレスの会議及びセミナーの推進、また「人と会う」ことに対しての移動にかかるCO2の削減等、当社サービスを活用いただくことによる環境保全を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程等並びに当社社内規程等に基づき内容等を検討し、取締役会での審議を経て適時、情報開示、公表をしております。 なお、ディスクロージャーポリシーを当社IRページにて公表しております。 http://jp.vcube.com/ir/disclosure-policy.html

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

A. 業務の適正を確保するための体制

(a) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役は意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、取締役の業務執行に関する監督機能を確保する。
- 2) コンプライアンス体制の基礎として「ブイキューブ行動規範」を定め、当社グループの役員・従業員に周知・徹底する。
- 3) 法令上疑義のある行為その他コンプライアンスに関する内部通報制度として、監査役を直接の情報受領者とする内部通報窓口(ホットライン)を整備する。
- 4) 「内部監査室」を設置し、適正な業務執行を確保するため、定期的に内部監査を実施する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書管理規程」の定めに基づき適切に保存・管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについて、その管理体制の充実・強化を推進するために社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスクの把握と危機の未然防止策について整備を図る。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役への委嘱業務、執行役員への権限移譲の明確化により、経営責任の所在を明らかにするとともに、事業運営の迅速化を図る。
- 2) 取締役及び幹部社員で構成される経営会議を定期的に開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を適宜行い、日常業務の活動方針を決定する。
- 3) 「中期経営計画」「年度予算計画」を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

(e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、主要な子会社に取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。
- 2) 「関係会社管理規程」に基づき、重要事項・業務の執行状況等について当社への報告・協議を求めるを通じ、グループ会社の経営管理を行う。
- 3) グループ会社の役員・従業員は、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、ホットラインに通報することができるものとする。
- 4) 内部監査室は定期的に監査を実施するものとする。
- 5) 当社は、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、機関設計や業務執行体制、並びにコンプライアンス体制やリスク管理体制等につき、定期的に見直し、適正かつ効率的に業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- 6) 当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(f) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の要請の都度、必要な専門性を有する従業員を監査役スタッフとして任命する。
- 2) このスタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
- 3) 取締役及び従業員は、このスタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとし、このスタッフの任命、異動、評価等は監査役と協議の上決定する。

(g) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役、従業員等(子会社の取締役等)またはこれらの者から報告を受けた者に隨時報告を求め、その職務の執行状況を確認することができる。
- 2) 経営・業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役がその都度報告を受ける体制を確保し、財務情報の開示においては、事前に監査役の内容確認を受ける。
- 3) 当社は、子会社との間で、子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- 4) 当社グループは、監査役へ報告を行った者または内部通報制度により通報を行った者に対して、かかる報告または通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役と代表取締役、内部監査室、会計監査人とは各々定期的な情報交換の機会を確保する。
- 2) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査役の職務執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかに費用の支払いを行う。

B. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

- 1) 海外事業の拡大に伴い、英文行動規範「V-cube Code of Conduct」を制定し、海外子会社を含むグループ全体へのコンプライアンス徹底を図っております。
- 2) 国内外でのグループ企業増加を踏まえ、「関係会社管理規程」を改訂し、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制を見直しております。
- 3) 内部監査室による業務監査および内部統制監査を通じ、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制有効性評価」を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、所管部署は総務人事グループとして運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、外部企業情報機関等を用いて情報収集を行い、日経テレコン21で記事検索を行っています。また、継続取引先についても年1回、同様のチェックを行い反社会的勢力との関係排除に努めています。

取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

当社役員については、就任前に同様のチェックを行い反社会的勢力との関係排除に努めています。

株主については、年1回、同様のチェックを行い反社会的勢力との関係排除に努めています。

なお、平成20年4月に目黒地区特殊暴力防止対策協議会(特防協)に、平成24年4月に暴力追放推進センター賛助会員にそれぞれ加入し、両会の定例会及び定例研修会に積極的に参加し、反社会的勢力との関係の排除意識の徹底とともに情報収集にも努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】

「参考資料: 模式図」をご参照ください。

【適時開示に係る基本姿勢及び方針】

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づく会社情報の開示を公平かつ適時適切に実施するだけでなく、株主・投資家を始めとするステークホルダーの皆様の当社に対する理解を促し、その適正な評価を可能とするために有用な情報を積極的に開示し、経営の透明性を確保しております。

【適時開示に係る社内体制】

当社では、適時開示の担当部署を管理部門とし、管理部門長を情報管理責任者としております。

社内の各部門で発生した発生事実、各種の会議体等で決定された決定事実及び決算情報は、各部門を通じて情報管理責任者に網羅的に集約される体制を構築しており、情報管理責任者が取得した情報を重要事実であると判断した場合、速やかに代表取締役社長に報告されることとなっております。適時開示が必要と判断された場合、取締役会を開催した上で、情報管理責任者の指揮の下、管理部門において適時開示を実行することとなっております。

なお、適時開示の実行について緊急を要すると代表取締役社長が判断した場合には、取締役会の開催を経ずに直ちに適時開示を実施することとしております。

[参考資料: 模式図]

